

商業秘密侵害行為の防止に関する若干 の規定

1998年12月3日改正

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

商業秘密侵害行為の防止に関する若干の規定

(1995年11月23日国家工商行政管理总局令第41号公布
1998年12月3日国家工商行政管理总局令第86号改正)

第一条 商業秘密侵害行為を防止し、商業秘密の権利人の合法的な權益を保護し、社会主義市場經濟の秩序を擁護するために、「中華人民共和國反不正當競爭法（不正競爭防止法）」（以下「不正競爭防止法」と略称）の関連規定に基づき本規定を制定する。

第二条 本規定で述べる商業秘密とは、大衆の知るところになく、権利人に經濟的利益をもたらすことができ、実用性を備え、かつ権利人が機密保持措置を採用した技術情報や經營情報を指す。

本規定で述べる大衆の知るところにないとは、当該情報が公開のルートで直接獲得することができないことを指す。

本規定で述べる権利人に經濟的利益をもたらすことができ、実用性を備えるとは、当該情報が確かな応用性を備え、権利人に現実的または潜在的な經濟利益または競争の優勢をもたらすことができることを指す。

本規定で述べる権利人が採用した機密保持措置には、機密保持協定の締結、機密制度の制定及びその他の合理的な機密保持措置の構築を含む。

本規定で述べる技術情報や經營情報とは、設計、プロセス、製品の調合方法、製造手法、製作方法、管理ノウハウ、顧客リスト、商品供給源情報、マーケティング戦略、公開入札での最低入札価格および入札書の内容などといった情報が含まれる。

本規定で述べる権利人とは、法律により商業秘密の所有権または使用権を持つ公民、法人、あるいはその他の組織を指す。

第三条 以下の商業秘密侵害行為を禁止する。

(一) 窃盜や利益を以って誘惑、脅迫、その他の不正な手段で権利人の商業秘密を獲得すること。

(二) 前項の手段を使用して獲得した権利人の商業秘密を開示、使用、他人に使用を許可すること。

(三) 権利人と義務関係がある組織や個人が契約の約定または権利人の商業秘密保持の要求に違反して、その把握する権利人の商業秘密を開示、使用、他人に使用を許可すること。

(四) 権利人の従業員が契約の約定または権利人の商業秘密保持の要求に違反して、その把握する権利人の商業秘密を開示、使用、他人に使用を許可すること。第三者が前項に列記された違法行為を明らかに知りながらまたは知るべきでありながら、他人の商業秘密を獲得し、使用または開示した場合、商業秘密の侵害と見なす。

第四条 商業秘密侵害の行為は県級以上の工商行政管理機關が認定し処理する。

第五条 権利人（申請人）がその商業秘密が侵害されたと認定し、工商行政管理機關に権利侵害の調査を申請する場合、商業秘密および権利侵害行為の存在に関する証拠を提出しなければならない。検査される機關と個人（被申請人）および利害関係者、証明人は、事実どおりに工商行政管理機關に関連の証拠を提出しなければならない。

被申請人の使用した情報が自らの商業秘密との一致性または同一性を持つと権利人が証明でき、同時に被申請人がその商業秘密を獲得する条件を持つことを証明することができ、また被申請人がその使用した情報が合法的に獲得・使用することの証明を提供することができないか提供することを拒絶した場合、工商行政管理機関は関連の証拠に基づいて被申請人に権利侵害行為があると認定することができる。

第六条 被申請人が違法に商業秘密を開示、使用、他人に使用を許可して権利人に回復不可能な損失を与えた場合、権利人の請求に応じ、また強制措置の結果に責任を負うとした書面での保証を権利人が自発的に提出することによって、工商行政管理機関は被申請人に対して権利人の商業秘密を使用して生産した製品の販売停止を命じることができる。

第七条 本規定第三条に違反した場合、工商行政管理機関は「不正競争防止法」第 25 条の規定に基づいて、違法行為の停止を命じ、また状況に応じて 1 万元以上 20 万元以下の罰金を科すことができる。工商行政管理機関は前項の規定に基づいて処罰する際に、権利侵害物品を次のように処理することができる。

(一) 権利侵害人が商業秘密の記載された図案やソフトウェアおよびその他の関連資料を権利人に返還するよう命じ、また監督する。

(二) 権利侵害人が権利人の商業秘密を使用して生産し、市場に流入して商業秘密の公開を引き起こした製品の廃棄を監督する。しかし権利人が購入や販売といった他の処理方法に同意した場合を除く。

第八条 権利侵害人が処罰決定の執行を拒絶し、本規定第三条に列記された行為を引き続き実施した場合、新たな違法行為と見なして処罰を厳しくする。

第九条 権利人が損害賠償問題で工商行政管理機関に仲裁要求を提出した場合、工商行政管理機関は仲裁を行うことができる。

権利人は直接人民法院に提訴し、損害賠償を請求することもできる。

第十条 国家機関およびその公務員は公務履行の際に、権利人の商業秘密を開示または他人に対して使用を許可してはならない。

工商行政管理機関の担当者は商業秘密侵害の不正競争行為の監督・調査する際に、権利人の商業秘密を機密保持しなければならない。

第十一条 本規定は国家工商行政管理局が解釈の責任を負う。

第十二条 本規定は公布日より施行する。